

## ○大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則（案）

令和 2 年 ○ 月 ○ 日
大分県規則第 ○ 号

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則をここに公布する。

**大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則**

（趣旨）

**第 1 条** この規則は、大分県特殊詐欺等被害防止条例（令和元年大分県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第 2 条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。次号において「電子署名法」という。）第2条第1項の電子署名をいう。
- 二 電子証明書 自然人にあっては、電子署名法第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）であって氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第6項の規定により地方公共団体情報システム機構が発行する同条第1項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあっては、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。
- 三 書留郵便等 書留郵便若しくは配達記録郵便（その取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便をいう。）又はこれらに準ずるものをいう。
- 四 転送不要郵便物等 その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいう。
- 五 本人限定受取郵便等 その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれらに準ずるものをいう。
- 六 特定事項伝達型本人限定受取郵便 本人限定受取郵便等であって、差出人に代わって名宛人の住居を確認し、名宛人本人から本人確認書類の提示を受け、かつ、当該提示を受けた資料の名称等の情報を差出人に伝達する措置がとられているものをいう。

（氏名等の確認書類）

**第 3 条** 条例第20条第1項の規定により氏名等を確認する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。ただし、有効期間又は有効期限のある書類にあっては提示又は送付を受ける日において有効なもの、その他の書類にあっては提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

- 一 自然人 運転免許証、個人番号カード、旅券、国民健康保険被保険者証その他の当該自然人の氏名、住所及び生年月日が記載された官公庁が発行又は発給する書類（次

条において「氏名等確認書類」という。)

- 二 法人 登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地が記載された官公庁が発行又は発給する書類（次条において「法人名等確認書類」という。）

（個人データを提供する際の確認の方法）

**第4条** 条例第20条第1項の規定による方法は、次の各号に掲げる個人情報取扱事業者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）から個人データ（法第2条第6項に規定する個人データをいう。以下同じ。）の提供を受けようとする者（以下「相手方」という。）の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。この場合において、相手方が法人である場合は、当該法人の確認に加え、当該個人データの提供契約の締結の任に当たっている自然人についても、確認を行うものとする。

- 一 自然人 次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- イ 当該自然人から氏名等確認書類の提示を受ける方法

- この場合において、写真の貼付された氏名等確認書類により確認を行うときは、当該自然人と貼付された写真を照合して確認するものとし、それ以外の資料により確認を行うときは、複数の資料の提示を受けるものとする。

- ロ 氏名等確認書類又はその写しの送付を受けた後、当該氏名等確認書類に記載された相手方の住所にあてて、本人限定受取郵便等により提供する個人データが記録された文書、図画又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に係る記録媒体をいう。以下「個人データ記録文書等」という。）を送付する方法（個人データを電気通信回線を用いて送信等する方法で相手方に提供する場合は、予め、当該氏名等確認書類に記載された相手方の住所にあてて、本人限定受取郵便等により提供契約に係る書類等を送付する方法等、適切な方法を併用し、当該氏名等確認書類に記載された相手方と個人データを送信等する受領者の同一性を確認するものとする。）

- ハ 特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、当該自然人に対して、個人データ記録文書等を送付する方法

- 二 電子署名が行われた情報の送信を受けて個人データを提供する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を当該自然人から受信する方法

- 二 法人 次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- イ 当該法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「代表者等」という。）から法人名等確認書類の提示を受ける方法

- ロ 法人名等確認書類又はその写しの送付を受けた後、当該法人名等確認書類に記載された相手方の本店又は主たる事務所等の所在地にあてて、個人データ記録文書等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法（個人データを電気通信回線を用いて送信等する方法で相手方に提供する場合は、予め、当該法人名等確認書類に記載された相手方の住所にあてて、書留郵便等により転送不要郵便物等として提供契約に係る書類等を送付する方法等、適切な方法を併用し、当該法人名等確認書類に記載された相手方と個人データを送信等する受領者の同一性を確認するも

のとする。)

ハ 電子署名が行われた情報の送信を受けて個人データを提供する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を当該法人の代表者等から受信する方法

(個人データを提供する際の確認事項)

**第5条** 条例第20条第1項の規定により確認する事項は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 自然人 氏名、住所及び生年月日
- 二 法人 代表者の氏名、名称及び本店又は主たる事務所の所在地

(確認に係る記録の作成方法及び保存)

**第6条** 条例第20条第3項の記録を保存する方法は、書面、電磁的記録媒体又はマイクロフィルムによる方法とする。

(調査の手続)

**第7条** 知事は、条例第21条第1項の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書(第1号様式)により行うものとする。

- 2 知事は、前項に規定する場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該口頭による説明を求めることができる。
- 3 条例第21条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた者(前項の規定により口頭による説明を求められた者で資料の提出を行わないものを除く。)は、知事に対し、説明・資料提出書(第2号様式)により説明又は資料を提出するものとする。
- 4 知事は、条例第21条第1項の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、当該説明又は資料の提出に相当な期間において期限(第2項の規定により口頭による説明を求めるときは、その期日)を定めるものとする。
- 5 知事は、条例第21条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明の期日に出頭しない場合は、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭による説明の聴取)

**第8条** 知事は、前条第2項の規定により口頭による説明を求めたときは、知事が指名する職員にこれを聴取させるものとする。

- 2 前条第2項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し、説明日時等変更申出書(第3号様式)により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 知事は、前項の規定による申出を受け、又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。
- 4 知事は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時及び場所を変更しなかつたときは、速やかにその旨を説明日時等決定通知書(第4号様式)により口頭による説明を求めた者に通知するものとする。

(勧告の方法等)

**第9条** 知事は、条例第22条第1項の規定により勧告をするときは、勧告書(第5号様式)により行うものとする。

2 知事は、条例第22条第2項の規定により勧告に基づいて採った措置及びその結果について報告を求めるときは、勧告書にその旨明記するものとする。

3 条例第22条第2項の規定により勧告に基づいて採った措置及びその結果について報告を求められた者は、知事に対し、措置・結果報告書(第6号様式)により採った措置及びその結果を報告するものとする。

4 知事は、条例第22条第2項の規定により勧告に基づいて採った措置及びその結果の報告を求めるときは、当該採った措置及びその結果の報告に相当な期間において期限を定めるものとする。

5 知事は、条例第22条第2項の規定により勧告に基づいて採った措置及びその結果の報告を求められた者が、報告期限までに措置・結果報告書を提出しない場合は、勧告に従わなかったものとして取り扱うものとする。

(公表の方法等)

**第10条** 条例第23条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 個人情報取扱事業者の氏名又は名称、住所

二 勧告の内容

2 公表は、大分県報及び大分県庁ホームページへの掲載により行うものとする。

3 大分県庁ホームページにおける公表については、改善が確認された場合は削除する。また、当該公表の後、倒産、事業廃止等により対象事業者が存在しなくなった場合も同様とする。

(意見を述べる機会の付与)

**第11条** 知事は、条例第23条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、公表の対象となる者(以下「当事者」という。)に対し、意見の聴取通知書(第7号様式)により通知するものとする。

2 知事は、前項に規定する場合において、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、その旨を通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により口頭による意見の聴取を行う場合を除き、当事者に対し、申述書(第8号様式)の提出を求めるものとする。

4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

5 知事は、条例第23条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるに当たっては、申述書の提出に相当な期間において期限(第2項の規定により口頭による意見の聴取を行う場合には、その期日)を定めるものとする。

6 知事は、当事者が提出期限までに申述書を提出せず、又は口頭による意見の聴取の期日に出頭しない場合は、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の聴取)

**第12条** 知事は、前条第2項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、知事が指名する職員にこれを聴取させるものとする。

- 2 当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し、意見の聴取日時等変更申出書（第9号様式）により口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 知事は、前項の規定による申出を受け、又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。
- 4 知事は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時及び場所を変更しなかったときは、速やかにその旨を意見の聴取日時等決定通知書（第10号様式）により当事者に通知するものとする。

（代理人の選任）

**第13条** 説明又は資料の提出を求められた者若しくは当事者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
- 3 当事者等は、代理人の資格について、代理人選任届出書（第11号様式）を知事に提出して証明しなければならない。
- 4 当事者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（第12号様式）によりその旨を知事に届け出なければならない。

（証明書）

**第14条** 条例第21条第2項に規定する証明書は、第13号様式によるものとする。

（委任）

**第15条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

（表）

説明・資料提出要求書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事 印

大分県特殊詐欺等被害防止条例（令和元年大分県条例第37号）第21条第1項の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

説明又は提出資料の内容	
説明又は資料の提出期限	年 月 日まで
説明又は資料の提出を 求める理由	
備考	
説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

- 備考 1 口頭による説明を求める場合は、「備考」欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明若しくは資料の提出を拒み、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたときは、大分県特殊詐欺等被害防止条例第21条第2項の規定により、知事は、その旨を公表することがあります。
- 2 説明・資料提出書には、説明又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。  
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、知事は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、病気その他やむを得ない理由があるときには、知事に対し、説明日時等変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を知事に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

第2号様式（第7条関係）

説明・資料提出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名



大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則（令和2年大分県規則第●号）第7条第3項の規定により、次のとおり提出します。

説明又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付	第 号 年 月 日
説明又は提出資料の内容	
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。



第3号様式（第8条関係）

説明日時等変更申出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

印

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則（令和2年大分県規則第●号）第8条第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明又は資料の提出の要求 の通知の番号及び日付		第 年 月 日 号	
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	第1希望 年 月 日 時 分
		日時	第2希望 年 月 日 時 分
		日時	第3希望 年 月 日 時 分
場所	変更希望なし 大分県庁 ( ) 振興局		
変更申出の理由			

- 備考 1 変更希望日は、土・日曜日、祝日等の休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 2 変更希望の場所欄は、丸で囲むなどして示すこと。

第4号様式（第8条関係）

説明日時等決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事 

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則（令和2年大分県規則第●号）第8条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

説明又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付		第 号 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 変更決定	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	
<input type="checkbox"/> 不変更決定	説明の日時及び場所を変更しない理由		

備考 該当する□の中にレ印を付けること。

第5号様式（第9条関係）

勸 告 書

第 号  
年 月 日

殿

大 分 県 知 事 印

大分県特殊詐欺等被害防止条例（令和元年大分県条例第37号）第22条第1項の規定により、次のとおり勧告します。

勸 告 の 内 容	
勧告の原因となる事実	
採った措置及び結果 の 報 告 の 要 否 等	報告の要否      要      否 報告期限      年      月      日
<p>1 勧告に基づいて採った措置、結果の報告を求められたときは、「措置・結果報告書（第6号様式）」により、上記報告期限までに行ってください。</p> <p>2 この勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、大分県特殊詐欺等被害防止条例第23条第1項の規定により、氏名又は名称、住所及び勧告の内容を公表することがあります。</p>	

第6号様式（第9条関係）

措置・結果報告書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

印

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則（令和2年大分県規則第●号）第9条第3項の規定により、次のとおり報告します。

勸告書の番号及び日付	第 号 年 月 日
採った措置の内容	
措置を採った結果	
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第7号様式（第11条関係）

（表）

意見の聴取通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事



次のとおり意見の聴取を行いますので、大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則（令和2年大分県規則第●号）第11条第1項の規定により通知します。

予定される公表の原因となる事実 （意見聴取の理由）	
公表の根拠となる 条例の条項	大分県特殊詐欺等被害防止条例 <input type="checkbox"/> 第23条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第23条第1項第2号
申述書の提出先	
申述書の提出期限	年 月 日まで
備 考	
意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

- 備考
- 1 口頭による意見の聴取を行う場合は、「備考」欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
  - 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
  - 3 該当する□の中にレ印を付けること。

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 申述書には、意見の聴取の通知の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。

なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。

- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、知事は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、病気その他やむを得ない理由があるときには、知事に対し、意見の聴取日時等変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取の通知の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を知事に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

第8号様式（第11条関係）

申 述 書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

住 所

氏 名



大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則（令和2年大分県規則第●号）第11条第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見の聴取の通知 の番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第9号様式（第12条関係）

意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名



大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則（令和2年大分県規則第●号）第12条第2項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見の聴取の通知 の番号及び日付		第 年 月 日 号	
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	第1希望 年 月 日 時 分
		日時	第2希望 年 月 日 時 分
		日時	第3希望 年 月 日 時 分
場所	変更希望なし 大分県庁 ( ) 振興局		
変更申出の理由			

- 備考 1 変更希望日は、土曜日、日曜日、祝日等の休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 2 変更希望の場所欄は、丸で囲むなどして示すこと。



第10号様式（第12条関係）

意見の聴取日時等決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事 

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則（令和2年大分県規則第●号）第12条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

意見の通知及び	意見の聴取の日	取番付	第 年 月 日	号 日
□変更決定	変更前	日時	年 月 日	時 分
		場所		
	変更後	日時	年 月 日	時 分
		場所		
□不変更決定	意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由			

備考 該当する□の中にレ印を付けること。

第11号様式（第13条関係）

代 理 人 選 任 届 出 書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

私は、大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則（令和2年大分県規則第●号）第13条第

3項の規定により、次の者を代理人として選任し、  
説明又は資料の提出  
意見の聴取  
に関する一切の

行為をすることを委任します。

説明又は資料の提出・意見の 聴取の通知の番号及び日付	第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	
当 事 者 等 と の 関 係	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

第12号様式（第13条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

印

私の代理人は、その資格を失ったので、大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則（令和2年大分県規則第●号）第13条第4項の規定により届け出ます。

説明又は資料の提出・意見の 聴取の通知の番号及び日付	第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	

第13号様式（第14条関係）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
所属	
職名	
氏名	
年 月 日生	
上記の者は、大分県特殊詐欺等被害防止条例第21条第1項の規定により調査する者であることを証明する。	
年 月 日	
大分県知事	
印	
有効期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	

（裏）

大分県特殊詐欺等被害防止条例（抜粋） （調査）
第21条 知事は、前条第1項又は第3項の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、同条第1項の確認の状況又は同条第3項の規定による記録の保存の状況に関し、必要な説明若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、当該状況を調査させ、若しくは当該状況に関し質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。